平成２３年（フ）第２４０号
広島県東広島市西条町御薗宇3483番地２
破産者　高橋宗江こと　高橋ひろみ
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３号
広島市安佐南区祇園７丁目30番25―105号、住民票上の住所広島県安芸郡府中町千代３番14―808号
破産者　中川　明美
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６号
熊本市清水新地７丁目１番１―501号　新地団地２Ｃ―１棟―010号
破産者　花園健太郎
１　決定年月日　平成23年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０号
北海道旭川市神楽１条12丁目１番12号　コスモ神楽Ｂ204号室
破産者　有働　政満
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
盛岡市三本柳12地割46番地　ビューアレイＡ103号、破産手続開始決定時の住所盛岡市清水町６番26号　ＮＴＴ清水町社宅302
破産者　鈴木　康仁
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６５号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町36番地205号、開始決定時の住所宮城県柴田郡村田町大字村田字反町32番地507号
破産者　佐藤　正信
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１５号
宮城県柴田郡大河原町字東原町20番地７―202号
破産者　鈴木　謹嘉
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１６号
宮城県角田市佐倉字小山東190番地３
破産者　加藤　正和
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１５６号
茨城県ひたちなか市大字津田2605番地の１
破産者　木村　　茂
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
茨城県久慈郡大子町大字北吉沢2260番地１
破産者　鴨志田良子
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６５号
神奈川県横須賀市野比２丁目10番21号　スリーサンズ302
破産者　大場　順子（旧姓木元）
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市若宮台33番７号
破産者　吉良　泰明
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５５４号
静岡県沼津市戸田1290番地の２
破産者　成田　雅春
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
大阪府箕面市西小路４丁目８番11号、前住所静岡県富士市本町10番20―503号　アクシスコート富士本町、前々住所静岡県富士市大淵3579番地の２
破産者　加藤　弘文
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６６号
静岡県浜松市浜北区中瀬4622番地の３、前住所東京都港区東麻布１丁目５番１―302号
破産者　木下　智行
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
静岡県御前崎市池新田2562番地　エスポワール205号
破産者　亀井　義文
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
愛知県蒲郡市金平町遊名田３の14、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字北屋敷63番地
破産者　岡本　　豊
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９４８号
京都市下京区黒門通仏光寺下る今大黒町200番地
破産者　神部　武夫
１　決定年月日　平成23年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係